



平成 29 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社RS Technologies
代表者名 代表取締役社長 方 永義
(コード番号 : 3445 東証一部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 正行
電 話 03-5709-7685

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 7 回定時株主総会（以下、「本総会」）に付議する定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、定款の変更につきましては、本総会にて正式決定される予定であります。

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆さまのご判断を仰ぐことが可能となるように、取締役の任期を 1 年以内に短縮することとし、現行定款第 23 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 適切な人材の招聘を容易にし、業務執行を行わない取締役について、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第 31 条第 2 項について所要の変更を行うものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 監査役として有用な人材の登用を可能にし、社外監査役でない監査役について、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため現行定款第 39 条第 2 項について所要の変更を行うものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、現行定款第 45 条（剰余金の配当）、第 46 条（中間配当）を削除し、変更案のとおり第 45 条（剰余金の配当等の決定機関）、第 46 条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- (5) 期末配当金および中間配当金の受け取り期間を延長し、株主の皆さまの便宜をお図りするため、配当財産の除斥期間を 2 年から 3 年に延長することとし、現行定款第 47 条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第45条 剰余金の配当は、<u>毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者</u>に対して行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第46条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年6月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者</u>に対して中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

(新 設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 45 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>
(新 設)	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</p> <p>3. 前二項に定めるほか、当社は、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 47 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 2 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 47 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 29 年 3 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生予定日	平成 29 年 3 月 29 日 (水)

以上